

# 棚田保全における棚田オーナー制度導入の条件

— 西中国山地の導入地区と非導入地区の比較から —

榎 本 隆 明

## 1 はじめに

中山間地域の山林や農地が、農山村の過疎高齢化などにより荒廃していることが問題視されて久しい。現在、中山間地域では過疎化のいっそうの進展により、農地山林のみならず集落そのものの維持が困難であり、さらには集落が放棄され消えてしまうという事例すら増加傾向にある。その一方で、失われつつある里山や棚田景観に、国土保全や文化的、美的、生態学的な価値などを見出し、それを保全していこうという社会的な運動も発生し、市民レベルでの保全実践活動が各地で行われている。

なかでも棚田は過疎高齢化の進んだ条件不利地域に存在し、荒廃が進んでいる。棚田とは、厳密な定義はないが、おおむね傾斜1/20以上の水田を指し、農水省の分類もこれに基づいている（中島、1999）。傾斜地ゆえに圃場整備がなされておらず、労力がかかる割に生産性は平地の水田に比べると低い。ゆえに減反政策の始まった1970年代から耕作放棄が進んだ。しかし、1990年代初期より棚田の多面的機能が認識されるようになった。すなわち、食料生産の場としてはもとより、水源涵養、土壌保全、地すべり防止などの国土保全機能やアメニティ空間、環境教育の場としての価値が注目され始めた（千賀、1997）。また、特に景観においてその文化的価値も指摘され始めた。このように棚田の保全が課題となり、保全の提唱や棚田を活かした地域づくりが全国各地で行われるようになった。

棚田の保全策として、棚田を観光資源として自治体や商工会などによる保存基金の設立による保全や、棚田を中心に都市住民と農村との交流を行うことによる保全、そして「棚田米」などの生産により付加価値を高めて営農意欲を向上させることによる保全などがある<sup>1)</sup>（中島、1999）。そのなかで、都市農村交流を軸とする保全策のひとつとして棚田オーナー制度が注目されている<sup>2)</sup>。

棚田オーナー制度についての研究では、これまで、導入経緯や有効性

(寺内、1999；中島、1999、2000、2002)、継続性(山本ほか、2001；柴田・増田、2001；石田ほか、2005；高尾・前田、2007)、が問題点として指摘されてきた。そのなかで継続性においては、交流機会の提供、交流施設の整備などの必要性が明らかにされた。あるいは、分析の視角や方法論として、棚田オーナー制度への参加者の持つ意識を明らかにするもの(前田・西村、2001、2002a、2002b)や、棚田オーナーの行動分析(山本ほか、2001)などが論じられている。また、社会心理学の視点から棚田オーナー制度を分析した研究(高尾ほか、2003)もみられる。

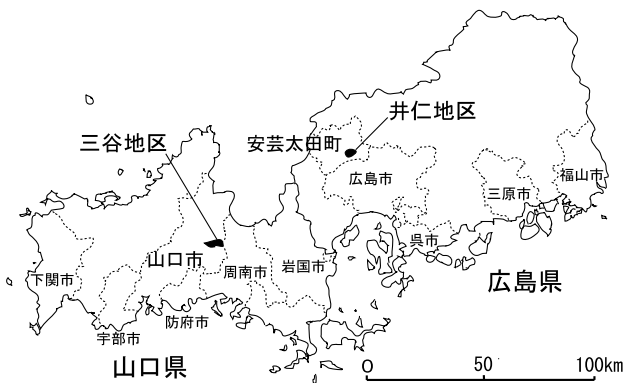
また、従来の研究は来訪者やオーナーなど外部からみた活動や継続性の評価に重点が置かれ、地元住民サイドからの視点が不十分であるとして、地元保全組織の関与に対する内部面の考察も行われた(山本ほか、2002、2003；神田、2003、2007)。

その中で、オーナー制度を行っている地区の立地条件に焦点を当てた研究や立地条件からオーナー制度を論じた研究は少ない。オーナー制度の既往研究は、先ずオーナー制度ありきで、そもそも事例地がオーナー制度を選択したのが妥当であったのかどうかを検討しようとする志向性は弱い。

棚田保全の切り札的に語られることもある棚田オーナー制度は、棚田保全に関して、どの地区でも導入することがふさわしいのであろうか。また、どのような立地条件ならオーナー制度が適するのであろうか。従来、オーナー制度導入地区複数の比較はなされているが、同じ都市農村交流を指向する地区同士を対象としてオーナー制度導入地区と非導入地区の保全活動の比較はなされていない。

本研究では棚田オーナー制度を取り入れている地区を事例として取り上げ、その立地条件について検討する。立地条件を明らかにするとともに、オーナー制度による棚田保全の取り組みの可能性や課題について論じる。その際に、オーナー制度をとらずに、都市農村交流イベントにより棚田保全活動を実施している地区と比較して、オーナー制度を行っている地区の特徴を確認することを試みた。本研究では中山間地域の棚田保全活動におけるオーナー制度導入の有効性や棚田保全活動の持続性を導入地区と非導入地区との比較から考察し、相対的に評価することを目的とする。

棚田の立地条件をとらえる視点として、本稿では次の2点を重点的に検討する。第一に、地区の住民組織や行政との関係など、ローカルな社会条



第1図 研究対象地

件、第二に、消費地（大都市）との位置関係である。

事例はオーナー制度導入地域と非導入地区をそれぞれ1事例ずつ選定し、比較・考察する。対象地域として、棚田オーナー制度に関する研究の少ない西中国山地に注目し、オーナー制度導入地域の事例として山口市三谷地区を、オーナー制度非導入地域の事例として広島県山県郡安芸太田町井仁地区を選定した（第1図）。井仁地区は棚田オーナー制度を実施していないが、都市農村交流イベントを中心に棚田保全活動を展開している。

この2つの地区の事例を取り上げる理由は、次に示す複数の共通点を持つことによる。第一に、西中国山地の中山間過疎地域である。第二に、かつては林業を主産業とした町村の周縁地に存在していたが、近年、平成の大合併を経て広域市町村の周縁地となった。第三に、中国自動車道のインターチェンジより10分程度の距離である。第四に、1戸当たり営農規模が零細で同程度である<sup>3)</sup>。

以上、共通する4つの点から、この2地区の比較が棚田保全におけるオーナー制度導入の条件を考察するに適すると判断した。この事例研究により、三谷地区のオーナー制度と井仁地区の都市農村交流イベントの違いはなぜ生まれたのかという疑問を解明する。様々な条件によるのだろうか、立地条件の観点からとらえ直してみるとどんなことが言えるのだろうか。

調査は次の方法で実施した。資料収集及び聞き取りを山口市役所徳地支所、安芸太田町役場、山口市徳地農業公社、三谷いしがき棚田会、三谷地域づくり協議会、井仁地区自治会、両地区地元組織のリーダー、両地区住

民から行い、両地区の都市農村交流事業に筆者自身が参与観察し、考察を行った。調査期間は2007年4月から2008年6月までである。

## II オーナー制度導入地区・三谷地区の事例

### 1) 地区の概要

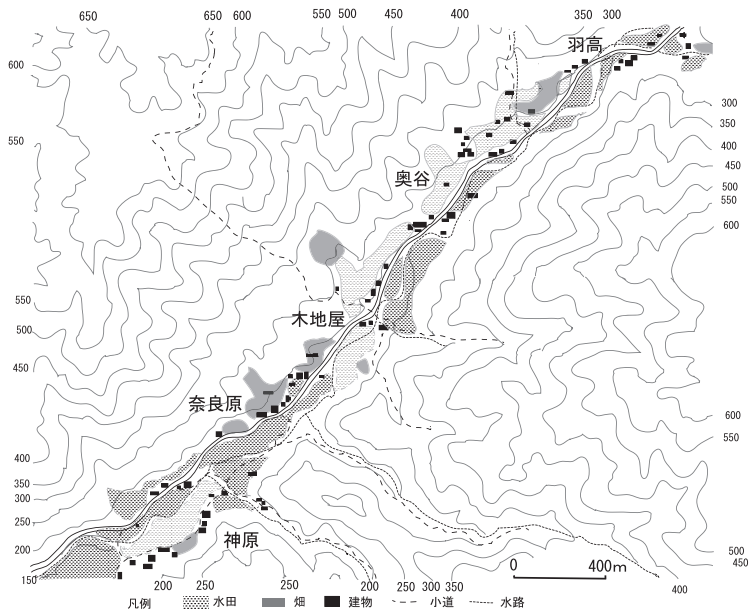
三谷地区のある旧徳地町は山口県のほぼ中央に位置し、2005年に山口市と合併した。瀬戸内海に注ぐ佐波川沿いの平地を除いて、ほとんどが400～900mの山々に囲まれた山間地である。旧徳地町の人口は、2000年が8,375人で高齢化率は34.8%であり、1955年の20,084人から45年で半数以下に減少しており、高齢化の進んだ過疎地域である。

三谷地区は、旧徳地町の中心地で中国自動車道徳地インターのある堀地区から自動車で10分程度の距離に位置し、山口市や防府市の中心部からは自動車で1時間弱の距離である。佐波川の支流である三谷川に沿った谷に約9kmにわたって10集落が点在し、最高標高455m、最低標高100mの高低差355mの地域である。三谷川に沿って約40ha、約1,000枚の石積みの棚田が築かれている。広義の三谷地区の2005年の人口は259人であり、1960年の1,106人と比べると45年間に約1/4に減少しており、旧徳地町の中でも特に過疎化が進行している。広義の三谷地区は10集落からなるが、地元では旧三谷小学校区である中・上流域の7集落をひとつのまとまりとして捉え、さまざまな地域活動はこの7集落単位で行われており、本稿ではこの7集落を三谷地区として扱う。そのうちオーナー田が存在し、その地権者が居住して棚田オーナー制度の中心となっているのは、奥谷・木地屋・神原の3集落である（第2図）。

3集落のうち2005年の農業統計の得られる神原の営農状況をみてみよう（第1表）。農家戸数は1970年から2000年にかけて半数以下に減少している。総戸数に占める農家の割合も2000年には約半数に低下し、それに伴い経営耕地面積も減少している。それと逆に2000年になると、それまでなかった耕作放棄地が生じている。農家戸数減少に伴い農業就業人口は減少し、高齢者が農業を担っている状況である。

三谷地区の棚田オーナー制度は、オーナーが利用する田を提供する地権者から構成される「三谷いしがき棚田会」が実施主体である。2008年度は6戸から構成されており、第2表はこの6戸の世帯員と就労状況、他出家

族状況、経営耕地、受け持ちオーナー田面積などを示している。A3以外は全て兼業農家であり、主な家計収入は本業からの農業外所得である。勤務先はA5の防府市を除いて旧徳地町内であり、毎日の水田の見廻りや水



第2図 三谷地区

25,000分の1数値地図の上に、2008年6月現地調査のデータをのせることにより作成

第1表 三谷地区神原集落の農家数・農家人口・経営耕地面積の推移

年		1970	1980	1990	2000	2005
総戸数 (戸)		24	21	18	17	
農家数 (戸)	総農家数	19	18	12	8	
	販売農家数			10	8	7
農業人口 (人)	農家人口	86	66(12)	45(9)	33(10)	29(10)
	農業就業人口		37(7)	24(5)	8(6)	9(7)
経営耕地面積 (a)	田	910	841	872	618	583
	畑	210	124	81	66	29
	樹園地	100	89	93	67	43
	計	1,220	1,054	1,046	751	655
耕作放棄地面積 (a)			0	0	162	148

注1：空欄は統計なし

注2：2005年は全項目販売農家のみ

注3：2000年の農業就業人口は販売農家のみ

注4：農業人口の( )内は65歳以上の人数

資料：2005年農業集落カードより作成

第2表 三谷棚田オーナー制度地権者の営農状況と受け持ちオーナー田

世帯	世帯員と就労状況		他出家族	経営耕地 (a)	受け持ちオーナー数	オーナー田面積 (a)	他出家族などの農作業補助
	農業に従事する者	農業に従事しない者					
A1	61M(林業オペレーター)町内 59F(会)町内	84F	33M(防府市) 31M(防府市) 28M(防府市)	水田38、 畑7	5組	7.1 (19%)	他出33M31M28M 田植えなど手伝い
A2	77M(自営) 町内	67F	42M(大阪府) 40F(防府市) 38M(町内)	水田65(借地10)、 畑20、 休耕田17	5組	8.0 (12%)	町内居住の38Mが 田植え稲刈り・脱穀
A3	74M 64F		49F(岩国市) 47F(福岡市)	水田70、畑10、 果樹園50	6組	7.5 (11%)	
A4	66M(大工) 町内	61F(パート) 町内、39F	38M(茨城県) 31F(光市) 25M(防府市)	水田45、 休耕田13、 果樹園20	5組	7.2 (16%)	同居39F、他出 31F、田植えなど 年1~2回手伝い
A5	57M(会) 防府市	76F		水田20、休耕 田5、畑2、果 樹園2	1組	1.6 (8%)	57Mの弟(防府市) や地区の友人が稲 刈り手伝い
A6	58M(製材所) 町内 57F(パート) 町内	32M(会)光市、 32F(会)光市、 9F、5M、80F	31F(町内) 29M(広島市)	水田130 (借地50)、 休耕田210	7組	8.4 (6%)	
合計				水田368(借地 60)、休耕田245、 畑39、果樹園72	29組	39.8a (11%)	

注1：世帯員と就労状況は、年齢、性別（M=男性、F=女性）、および主な職業、就業地を示す。

注2：世帯員と就労状況の(会)は会社員であり、就業先の町内は旧徳地町内である

注3：オーナー田面積の( )内数字は、地権者耕作水田面積におけるオーナー田面積の割合

資料：聞き取りによる（2008年6月）

管理が可能である。A3は退職後の専業であり、高齢でありながら外部からの補助なく耕作を行っている。A2も高齢であるが、町内に家庭を構える38Mと農業機械・農機具販売店を営んでおり、田植えや稲刈りなどの作業は38Mが行っている。A1・A4・A5・A6は、同居、他出家族や友人の多少の農作業補助はあるものの、世帯主は50歳後半～60歳代半ばの年齢であり大部分の農作業が世帯主の労力で営まれている。これら6戸の世帯主は「三谷いしがき棚田会」の構成員であるだけでなく、三谷地区の他の地域づくり組織の有力メンバーでもある。

経営耕地状況を見ると、A6を除いて経営田は70a以下である。A1・A4・A5の経営田は50a未満であり世帯主の年齢を考えれば、今後も自分耕作は継続されると見込まれる。A5を除いて米の販売をしているが、A6がJAに卸す以外は個人販売のみで主に棚田オーナーに対してである。各戸の耕作水田面積におけるオーナー田面積の割合は6～19%の範囲（平均11%）である。

## 2) 棚田保全活動の取り組み

三谷地区の棚田オーナー制度（正式名称は「三谷いしがき棚田オーナー制度」、以下、三谷棚田オーナー制度と表記）の導入は、行政が地区に働きかけて始まった。2001年に「頑張るやまぐち中山間地域支援事業」が県の農林事業として立ち上げられ、地域活性化活動支援が実施された。それを受けて県農林事務所防府支所が棚田オーナー制度導入を発想し、管内の旧徳地町での実施を町と徳地町農業公社（現山口市徳地農業公社）に提案し、地区選定が始まった。11月に候補地複数にオーナー制度導入の打診をするなか、当時農業公社のオペレーターをしていた現「三谷いしがき棚田会」会長を通して三谷地区の農業委員に打診して地区の賛同を得た。12月に県外の実施地域を視察し、地区住民説明会を行ない、さらに地区協議会にて事業内容を協議した結果、三谷地区でのオーナー制度の実施決定となった。翌2002年1月にはオーナー田（20区画、28.3ha）が決定され、2月にオーナー希望者の受付が開始された。マスコミによる報道もあって、3月までに問い合わせ件数は100件を超えた。3月に説明会が開催され、応募87組中から20組を抽選し、初代オーナーが決定された。こうして4月から棚田オーナー制度がスタートした。山口県内で初のオーナー制度という話題性やインパクトへの反応は大きく、オーナーはすぐに充足しての開始であった。

三谷棚田オーナー制度の概要は、次のとおりである。実施主体はオーナーが利用する水田を提供する地権者6～8戸からなる「三谷いしがき棚田会」（以下、「棚田会」と表記）であり、オーナーへの指導やオーナー田の苗の準備や水管理、施肥などの管理を行なう。オーナー制度に関する事務手続きや会計は山口市徳地農業公社（以下、農業公社と表記）が行なっている。オーナー田は2年目以降、毎年30区画前後が用意され、オーナーの希望に応じて1区画100㎡から200㎡の面積が提供されている<sup>4)</sup>。オーナーが支払う料金は32,000円/100㎡から54,000円/200㎡である。オーナーは、田植え、草取り、稲刈り、籾摺りの4回の必須作業に参加する<sup>5)</sup>。この必須作業以外に自由参加で行われるソバ栽培、ソバ打ち、しめ縄作り、螢祭り、ソーメン流し、案山子コンテストなどのイベントもある。オーナー田で収穫された米は全部受け取ることができ、台風などの影響で収穫できなかった場合、100㎡当り30kgの玄米が補償される。その他、オーナーには年2回地権者自家製の特産品も送付される。2008年度のオーナー数は29組

であり、実施2年目からは毎年30組前後のオーナーが参加し、開始から現在まで三谷棚田オーナー制度は順調に推移しているといえる。

### 3) 棚田保全活動の実施体制

三谷棚田オーナー制度の運営は、「三谷いしがき棚田オーナー制度協議会」で協議される。メンバーは「棚田会」会員、山口市役所徳地支所自治振興課職員、山口市徳地農業公社職員から構成され、年間の事業計画や事業予算配分、オーナー抽選などを協議する。実施主体の「棚田会」の地権者はオーナーに水田を提供し、農業公社から作業を受託されている。作業イベント時には羽高・奥谷・木地屋・奈良原・神原集落の5集落の住民に声を掛け、昼食会準備などのボランティア作業・野菜市出品などの協力を得ている。地権者6名は、他の地元組織の役員なども勤めて精力的に活動しているが、6名中2名は70歳代と高齢であり、負担の大きさと、今後のオーナー制度の継続性を考えると、「棚田会」の後継者を育成を考える必要がある。

三谷棚田オーナー制度の特徴としては、まず、行政と農業公社の支援・連携体制があげられる。前項で述べたように、オーナー制度の導入に関しては、行政の主導であり、また、オーナー制度をサポートする地区組織である後述の「三谷地域づくり協議会」も行政の後押しを受けて発足したものである。オーナー制度に対しての行政からの助成は、実施初年度の2002年に30万円、2003・2004年の各年度に20万円ずつあり、主にパンフレット作成費などに充当された。しかし、2005年以降は行政からの助成金の支給はなく、「棚田会」の独立採算制である<sup>6)</sup>。「棚田会」の会計は、農業公社が管理しており、助成金も農業公社が全て取り扱った。

三谷棚田オーナー制度の実施に関しては、こうした助成金の支給よりも農業公社の実務的支援が大きい。山口市徳地農業公社は1998年設立の市・JA出資の第3セクターの社団法人であり、業務内容は、農地保全、地域特産物の振興、農業の担い手育成、農業体験・都市農村交流の推進などである。オーナー制度の支援としては、パンフレットやオーナーマニュアル、オーナー契約書などの書類作成、応募受付、案内発送、「棚田会」会計などの事務手続き全般を行っている。

オーナーが制度に参加する際には、農業公社に申し込み、オーナー契約の事務手続きも農業公社経由で行い、作業やイベントの参加申し込みも全



て公社経由である。農業公社は作業やイベント当日の受付その他の業務を行い、オーナーへの年2回の特産品の発送も行う。このようにオーナー制度運営における農業公社の存在は大きいと言える。特にオーナー制度の継続性という点においては、地区の保存会の存在以外に、行政の助成金支援ではなく、このような実務的な支援が重要である。

また、三谷地区の棚田オーナー制度を観察すると、「棚田会」と行政や農業公社との連携以外に地区の他組織との連携があることに気づく。その連携する地元組織は「三谷地域づくり協議会」（以下「協議会」と表記）と「三谷をよくする会」の2つの組織である<sup>7)</sup>。この2つの組織は、活動目的のひとつに棚田や景観の保全が掲げられており、オーナー制度の行事のほとんどは「協議会」を管理組織とする三谷交流センターを活動拠点に実施され、オーナー制度への協力体制がとられている。この地区の2組織とも会長をはじめとする役員が多くが「棚田会」のメンバーであり、会員の多くが重複するとはいえ、オーナー制度は「棚田会」単独の力で実施されるのではなく、他の地元組織複数と連携して成り立っている。

このように、三谷地区ではオーナー制度実施主体と行政や農業公社、そして地域づくり組織などのさまざまな組織が連携してオーナー制度を中心とした棚田保全活動が展開している。また、「棚田会」を始めとする複数の地区の組織に名を連ね、棚田保全活動を中心として地域づくりに貢献できる複数のリーダーの存在がオーナー制度実施に際して大きな力となっている。

#### 4) 都市住民との交流

三谷における地区住民とオーナー制度による来訪者との交流について述べよう。オーナーの数は実施2年目以降、毎年30組前後であり、2008年度のオーナー数は29組である。オーナーの居住地は、ほとんどが県内居住者であり、最も多いのは、隣接する防府市、次いで山口市、宇部市の居住者で

第3表 三谷棚田オーナー制度におけるオーナー居住地組数

居住地	オーナー組数
防府市	76
山口市	35
宇部市	31
下関市	15
山陽小野田市	11
周南市	9
光市	7
岩国市	7
下松市	5
美祿郡美東町	4
柳井市	3
福岡県	3
萩市	2
広島県	1
千葉県	1

注1：2002～2008年累計、合計210組

注2：県名無しは山口県内の市町

資料：山口市徳地農業公社資料より作成

ある。宇部市や下関市の居住者も多いのは、中国自動車道の徳地インターチェンジから自動車です約10分の近さが要因と思われる（第3表）。

オーナーの特徴としてあげられるのは、オーナー経験2年以上のリピーターの占める割合が高いことである（第4表）。実施3年目からはリピーターの割合は50%を超えており、特に2006・2007年度は80%前後、2008年度は90%と高い割合である。2006年度は前年度の抽選漏れの希望者に優先的に声をかけて充当し、オーナー公募は行なわれなかった。ことオーナー募集に関しては、三谷棚田オーナー制度は苦勞していない。

オーナーは主に家族や親戚、友人、職場の同僚を単位として参加している。2007年の登録参加組・人数は31組121人で、1組平均3.9人である。オーナーの属性はさまざまであるが、最も多いのは定年退職した夫婦で、それに孫が加わるというパターンも多い。次に多いのは、小学生以下の子ども連れの家族である。オーナーの参加動機は、「自分の食べるお米は自分で作ってみたい」や「安全で美味しいお米を食べたい」などの食の安心への関心や、「子どもに食べ物を作ることの大切さを体験させたい」や「子どもに豊かな自然を体験させたい」などの環境体験効果への期待、「棚田の景観に引かれて」や「三谷の景色・自然に引かれて」などの景観・自然満喫などである。

地区では、オーナーの来訪と交流により地域に活気が生じたと評価している。まず、地区外からの来訪者の増加により、地区の住民が景観を意識

第4表 三谷棚田オーナー制度の各年度における実施状況

年	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
田面積 (m <sup>2</sup> )	2,830	4,520	4,470	4,470	4,220	4,220	3,980
地権者数 (戸)	6	8	7	7	6	6	6
オーナー数 (組)	20	33	33	33	31	31	29
1年目	20	22	12	15	7	6	3
2年目	-	11	12	6	12	7	5
3年目	-	-	9	5	3	9	6
4年目	-	-	-	7	3	2	6
5年目	-	-	-	-	6	3	2
6年目	-	-	-	-	-	4	3
7年目	-	-	-	-	-	-	4
リピート率 (%)	-	33	64	55	77	81	90

資料：山口市徳地農業公社資料より作成

するようになり、石垣の除草や畦畔に草花を植えるなどの地区の美化促進効果もたらされた。また、オーナーの来訪による交流は、地区住民同士の交流も増加させる効果ももたらしめている。小学校の廃校以来、地区住民が集まって交流する機会がめっきり減っていたが、再び地区住民同士が交流する場が復活したと好意的にとられている。「ほたる祭り」などオーナー以外の来訪者も参加できるオーナー制度の枠を超えたイベントも派生し、単にオーナー制度の行事というだけでなく、地区全体の行事へと発展している。現在ではオーナー制度を中心に地区の行事も計画・運営され、地区の活性化に繋がっている。

このように、三谷ではオーナー制度の枠内という狭い範囲からの来訪ではあるが、一度に100人規模の都市住民との交流が年に何度も可能な状況がオーナー制度により成立している。三谷では広い範囲からの多くの来訪者の確保は難しいが、数年にわたり年複数回来訪する30組100人程度の来訪者をオーナー制度により確保している。

オーナー制度の効果のひとつにあげられる都市住民による労働支援面から三谷のオーナー制度を捉えてみると、耕作水田面積におけるオーナー田の占める割合は3集落合計の2.9%に過ぎず（第5表）、前述の6戸の地権者の経営水田面積におけるオーナー田面積の占める割合と合わせて考えると、三谷棚田オーナー制度は棚田保全における直接労働的な支援というより、現段階では耕作者の営農意欲に繋がる精神的支援であるといえよう。

第5表 三集落田総面積におけるオーナー田の割合（2008年）

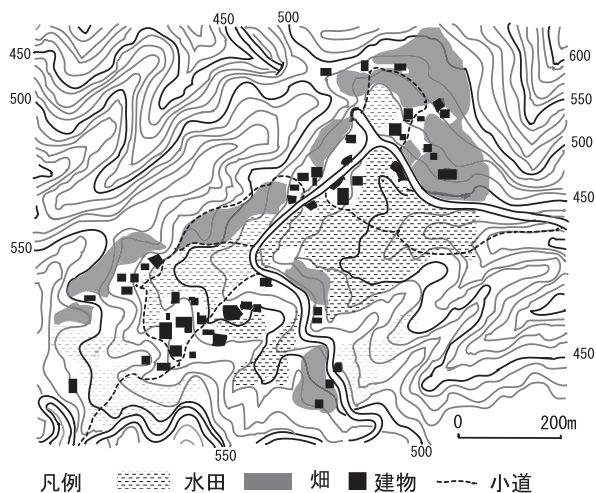
集落名	田総面積(a)	地権者数(戸)	オーナー数(組)	オーナー田面積(a)	割合(%)
奥谷	249	2	10	15.1	6.1
木地屋	492	3	12	16.3	3.3
神原	618	1	7	8.4	1.4
合計	1,359	6	29	39.8	2.9

資料：2000年農業集落カード、山口市徳地農業公社資料より作成

### III オーナー制度非導入地区・井仁地区の事例

#### 1) 地区の概要

井仁地区のある旧筒賀村は広島県の西部に位置し、2004年10月に旧戸河内町、旧加計町と合併し、安芸太田町となった。安芸太田町は広島市と接



第3図 井仁地区

25,000分の1数値地図の上に、2008年6月現地調査のデータをのせることにより作成

し、周囲を標高400m～1,100mの急峻な山々に囲まれている。旧筒賀村の人口は、2000年が1,388人であり、1970年の2,010人と比べると30年間で約30%減少しており、2000年の高齢化率は38.8%と高く、II章の徳地町同様に高齢化の進んだ過疎地域である。

井仁地区は太田川の支流である田ノ尻川の上流に位置し、地区の中心標高500mのすり鉢状の盆地に立地している（第3図）。旧筒賀村中心部と比べると250mほど高い山中にあるが、安芸太田町役場筒賀支所からは自動車ですら約10分の距離である。中国自動車道の戸河内インターや加計インターからも自動車ですら約10分であり、地方中核都市である広島市内中心部まで高速道路を利用して1時間弱ほどの距離にある。

井仁地区は1集落からなり、2000年の地区の戸数は30戸、人口70人である。1970年の38戸139人と比べると、人口は30年間で半減しており、旧筒賀村の中でも特に過疎化の進んだ地区である。2008年6月の全戸聞き取り調査によると、全29戸73人のうち、70歳以上の人口は31人であり、高齢者の割合は非常に高い。また、夫婦のみの世帯が9戸、独居世帯が11戸であり、高齢者夫婦のみの世帯や、高齢者独居の多さが目立っている。

井仁地区の営農状況をみてみよう（第6表）。総農家戸数は1980年から2000年にかけて半減し、離農が進んだ結果、総戸数に占める農家の割合も

第6表 井仁地区の農家数・農家人口・経営耕地面積の推移

年		1970	1980	1990	2000	2005
総戸数(戸)		43	35	30	29	
農家数(戸)	総農家数	37	30	26	15	
	販売農家数			19	10	6
農業人口(人)	農家人口	149	88(23)	78(38)	48(26)	26(11)
	農業就業人口	60(19)	35(13)	32(20)	15(13)	9(7)
経営耕地面積(a)	田	1,010	759	775	467	256
	畑	550	246	250	54	29
	樹園地	210	209	130	82	35
	計	1,770	1,214	1,155	603	320
耕作放棄地面積(a)			52	95	133	30

注1：空欄は統計なし

注2：2005年は全項目販売農家のみ

注3：2000年の農業就業人口は販売農家のみ 注4：農業人口の( )内は65歳以上の人数  
資料：2005年農業集落カードより作成

2000年には約半数に低下している。経営耕地面積は1980年から1990年までの10年間にさほどの変化はないが、次の10年間に総農家11戸減に伴い経営耕地面積の減少が目立ち、特に田が約4割(約300ha)も減少しており、耕作放棄地も増加している。農家戸数減少に伴い1990年以降、特に農家就業人口の減少と高齢化が進んでいる。

第7表は、井仁地区全戸のうち高齢者ケアハウスに入居の3戸を除く、26戸の世帯員と就労状況、他出家族、経営耕地などを示したものである。B1からB15までの15戸が米作農家であり、B1からB8まで8戸が販売農家、B9からB15の7戸が自給のみの米作農家である。B16・B17は自給用と青空市で販売する野菜を10a以下の畑で栽培している。非農家はB18からB26の9戸である。米作農家の耕作水田面積は、販売農家でも平均35.7aと低く、非販売農家では平均13.1aと極めて零細である。販売農家の全戸がJAに出荷している。

販売農家、非販売農家とも、60歳代前半の定年退職者が耕作の中心となり、また、70歳代以上の高齢耕作者を同居家族や広島市内在住家族が手伝うことにより、あるいは、労働力の中心となる者が勤めている場合でも、休日農業や機械化による省力により、経営が維持されている。また、B15のように、広島市内に他出していたが、定年退職を契機に夫婦で井仁の生家と市内の家を週ごとに往来して耕作しているというケースもあり、大都

第7表 井仁地区の営農状況

世帯	世帯員と就労状況		他出家族	経営耕地 (a)	他出家族等の 農作業補助
	農業に従事する者	農業に従事しない者			
B 1	62M 30M(会) 可部 29M(会) 広島市安佐	60F 92M 93F	29F 広島市内	田53、休耕田10	田植えに62Mの 他出兄弟手伝い
B 2	63M 58F(弁護士) 町内 32M(公) 町内	32F(公) 町内 89M	29F 広島市内 26F 広島市内	田68.5(うち借地16) 畑2、休耕田15	田植え等年1～2 回他出26F手伝い
B 3	80M 75F 47M (公) 広島市内	49F(公) 町内 13M 9F	52M 広島市内 46M 広島市可部	田30(うち不在 地主より借地14)	田植え等年数回他 出52M・46M手伝い
B 4	63M 61F 37M (会) 広島市湯来	35F(会) 町内 94M 12F 11M 9F 4M	35M 大阪府	田40、畑30 休耕田30	
B 5	79M 78F	41M(公) 呉 36F 7F 3M		田27、畑15	
B 6	53M(公) 町内 47F(公) 安芸高田町		19F 大阪府 15M 東広島市	田30、休耕田30	隣家の親戚B13の田 起し、代掻きを手伝う
B 7	82M 79F		56M 広島市可部	田27、休耕田10	田植え等年数回 他出56M手伝い
B 8	73F		46M 広島市内、42F 大阪府、40M 岡山市	田10	田植え等年数回 他出46M手伝い
B 9	64M 32M(会) 町内	64F 28F(会) 町内	30F 広島市内	田20、休耕田13、 (他、B14に4a貸す)	
B 10	47M(公) 広島市 内 86M 76F		53M 広島市内 50M 広島市内	田26、畑8	田植え等年1～2回他 出53M・50M手伝い
B 11	64M	90F	38M 海田町 36F 川崎市	田12、果樹園10 休耕田12	
B 12	78F		57M 広島市内 F 広島市内、F	田10、畑2	田植え等年数回 他出57M手伝い
B 13	48F(弁護士) 町内			田20、休耕田30	B6や田植え等年1～2 回県外の姉の手伝い
B 14	61M(造園業)	43F		田4(2007年より B9からの借地)	
B 15	64M 58F		32F 東京都、29F 広 島市内、27F 広島市内	田30、畑7 休耕田30	年数回広島市内在 住29F・27F手伝い
B 16	71F	83M	46F 安芸太田町 44F 安芸太田町	休耕田15、畑10	
B 17	60F	60M(会) 町内 81F	38M 岡山県、36廿 日市市、30F 熊野町	畑4	
B 18		58M(住職) 59F	30M 広島市内 28M 広島市内		
B 19		82M 75F	廿日市市・島根県 安芸太田町・大阪	休耕田40	
B 20		79M 75F	広島市内	休耕田8、休耕畑50	
B 21		81M 76F			
B 22		82M	59F 広島市可部 52F 北九州市	休耕田10 転作田5	
B 23		85F	60M 広島市内 M 広島市内	畑2、休耕田30 休耕畑10	
B 24		74F	49M 安芸太田町 47M 安芸太田町		
B 25		59M(大工)			
B 26		70代後半F			

注1：世帯員と就労状況は、年齢、性別 (M=男性、F=女性)、および主な職業、就業地を示す。

注2：世帯員と就労状況の( )は、(公)=公務関係就業、(会)=会社員であり、就業先の町内は安芸太田町内、可部は広島市安佐北区可部である。

資料：聞き取りにより作成 (2008年5月、6月)

市近郊という条件の良さが耕作維持に反映されている。

近年、Uターン傾向がみられ、B 4 の37 M・35 F・12 F・11 M・4 Mの家族とB 5 の41 M・36 F・7 F・3 Mの家族が2007年に、B 13が2005年にUターン定住している。また、Iターン者もみられ、B 14の61 M・43 Fが2003年に安芸府中町から、B 25が1995年に呉市から移住している。

## 2) 棚田保全活動の取り組み

1997年、当時の筒賀村長が井仁の棚田に着目し、農村の原風景を保全すべき財産として残しつつ地区の活性化に繋げることを提案した（第8表）。それを受けて翌年4月、村長を会長として「井仁棚田集落開発推進協議会」が発足し（2003年まで存在）、「桃源の里、井仁」をキャッチフレーズとして棚田を活かした地域づくりを検討した。そのなかで、棚田展望台やトイレ併設の休憩所設置などのハード面での充実が検討されるとともに、都市住民との交流による棚田保全・地域活性化策が打ち出された。

それを受けて1999年、地区が主体となり、都市住民を交えて、第1回「井仁棚田まつり」（現名称「井仁棚田体験会」、以下、「棚田体験会」と表記）が開催された。以後、「棚田体験会」は毎年春の「田植え」、秋の「収穫祭（稲刈り）」の年2回開催され、井仁の都市農村交流の中心となっている。「棚田体験会」の参加者は特定のメンバーや団体に偏らず多方面からの参加者が毎回100名程度あり、ほとんどが広島市内からの参加者である。

都市農村交流の追い風となったのが、ちょうど「棚田体験会」の始まっ

第8表 井仁地区における棚田保全の歩み

年	出来事
1997年	筒賀村長が井仁の棚田を活かした地域活性化を提案。
1998年	「井仁棚田集落開発推進協議会」が発足し（2003年まで）、「桃源の里井仁」づくり提唱。
1999年	第1回「井仁棚田まつり」（現、「井仁棚田体験会」）を実施（以後毎年実施）。「日本の棚田百選」に認定される。
2000年	第1回「井仁棚田写真コンテスト」を実施（以後毎年実施）。筒賀村「井仁棚田めぐりと筒賀温泉の旅」企画・実施（2002年まで実施）。
2001年	みはらし台（棚田展望所）を設置。日曜青空市を開始し、恒例となる。「棚田米」米袋を作成し、ブランド化を図る。
2003年	休憩所・トイレを設置。
2006年	企業ボランティア活動の受入れ開始。

資料：安芸太田町資料、聞き取りにより作成

た1999年に選定された「日本の棚田百選」である。井仁の棚田は広島県で唯一の百選棚田に選定され、都市農村交流開始の絶好のタイミングとなり注目を集めた。これをきっかけに井仁の棚田は新聞やテレビなどのマスコミにもしばしば取り上げられるようになり、広島市内を中心とした多くの都市住民が見学に訪れるようになった。

地区住民は、自分たちの生活環境の価値に気づき、棚田の景観、地区の歴史や文化を再認識し、棚田の維持管理、保全に意欲的になった。それに伴い、各種事業を活用し、鳥獣被害防止施設や農道を整備し、放棄地の管理などの景観維持活動を活発に行っている。また、農業経営面でも、小規模ながらも棚田米のブランド化を行うなど営農意欲が向上している。

### 3) 棚田保全活動の実施体制

井仁の棚田保全活動の実施体制をみてみよう。まず行政との関わりであるが、2) で述べたように、行政主導で始まった棚田保全活動であり、都市農村交流であるが、後述の村役場主催の「井仁棚田めぐりと筒賀温泉の旅」日帰りツアーが役場職員の案内で実施されたことを除き、地区の自主的な企画、運営で行なわれている。実施主体は「井仁棚田体験実行委員会」で、これは井仁地区自治会とほぼ同体とみてよく、自治会長が実行委員長や副委員長であり、自治会役員が「棚田体験会」の役員も兼ねている。したがって、地区住民は「棚田体験会」を自治会行事と同一視して作業参加している。

近年は、「棚田体験会」が太田川清流塾<sup>8)</sup>の体験交流講座の一部になっており、このような体験学習を運営するNPO法人との連携もある。また、JAと地区米生産者が連携して、生産米をブランド化し、「井仁棚田米」として地区農家7戸が6,200～7,500円/30kgでJAに出荷している。

井仁地区では自治会のリーダーがそのまま保全活動のリーダーとなっている。自治会長経験者、すなわち「棚田体験会」の実行委員長を務めた経験のあるリーダー的な人物が複数存在する。これらのリーダーは、定年退職後には農業に専念し、棚田保全活動に力を入れている。なかにはIターン定住の農業未経験者に田を貸して耕作指導を行なっている者や、ラジオ番組のレポーター役を務めて地区をアピールした経験の有る者も存在する。さらに非農家にも棚田保全活動に積極的に参加するリーダーがいる。非農



家のあるリーダーは地区紹介のホームページを作成して井仁の棚田をアピールし、「棚田体験会」の役員も務めている。これら農家・非農家を問わないリーダー達の活発な取り組みが保全活動を支えている。

また、井仁地区の棚田保全には、各種地域整備事業の利用が効果をあげている。地区を囲む全長4 kmの鳥獣害防止金網柵を設置するなどの事業が行われているが、特に棚田保全に対して大きな効果をあげているのが直接補償政策の中山間地等直接支払い制度である。これによって、複数の農家がまとめて傾斜地農用地を5年間保全することを条件として、毎年最高で21,000円/10 aの補助が得られている。

井仁地区では「井仁棚田集落保全協定」を結び、この制度の対象地となった。補助金は半額を地区に半額を個人に均等配分し、地区分は積み立て、水路補修の際の基金に充てたり、不在地主の休耕地の草刈の手間賃にして放棄地の整備を行ったり、さらには請負で復田化などに活用している。前章の三谷地区では、この制度を受ける地区協定に至らなかったのは好対照である。耕作者の全員が、棚田の保全に役に立っているものとして、この制度に言及する。井仁地区では中山間地等直接支払い制度によっても棚田保全意識が高められているといえる。

井仁の棚田保全活動の実施主体は井仁地区であり、行政やJAとのゆるやかな連携のもと、各種事業を有効的に活用し、地区の主体的な取り組みによる都市住民との交流を軸に棚田保全活動を行なっている。

#### 4) 都市住民との交流

次に交流会を中心に井仁地区での地区住民と都市住民の交流とその効果について見てみよう。都市住民との交流の中心は「棚田体験会」である。1999年から実施され、春の田植え体験と秋の稲刈り体験の年2回行なわれている。都市住民との交流を目的としたものであるが、地区の意識統一にも効果があった。農作業を共同で行っていた昔と違い、地区をあげて一体になる行事が失われてきたなかで、「棚田体験会」は地区をあげて一つのことに取り組み、自分たちの住む地区の良さや棚田の価値について、地区全体で考えてみる機会となった。

「棚田体験会」の参加者は、特定の団体に偏らず多方面からの参加者がある。その大部分は毎回入れ替わっており、幅広い範囲からの来訪者が井仁

を訪れている。これまでの主な参加団体は、広島市内の子ども会やボーイスカウト、スイミングクラブなどの子供育成のための団体や生協関連、JA関連の団体などが主である。食育という観点からも学校関係も多く、広島市内の幼稚園や地元の小学校、広島市内の大学から、園児・児童・大学生が参加している。これ以外に個人単位での参加者もあり、毎回約100名前後、春秋合わせて年に約200名前後が、大部分が新規参加者として訪れている。広島市内から高速道路を使用すれば1時間前後で訪問できるということもあり、参加者のほとんどは広島市内居住者である<sup>9)</sup>。つまり、井仁の「棚田体験会」はより広く多くの都市住民に井仁の棚田を知ってもらうのに効果が大きい。また、体験場となる田は、不在地主の不耕作地を借りて「棚田体験会」用に復田したものを毎年使用している。わずか5 a程度の面積ではあるが、都市住民交流が具体的に目に見えるものとして棚田の保全に役立っている好例である。

「棚田体験会」以外にも井仁地区ではさまざまな都市農村交流が実施されている。2000年からは、「井仁棚田写真コンテスト」を行っており、毎年多数の応募がある。2000年から2002年かけては、旧筒賀村の主催で「井仁棚田めぐりと筒賀温泉の旅」日帰りツアーが催行され、広島市内からJR可部線に乗って多くの来訪者が井仁を訪れた<sup>10)</sup>。近年では、「棚田体験会」とは別に、広島市内の幼稚園や地元小学校を対象に個別の「田植え体験会」も不定期に実施されている。さらに2006年から毎年行なわれている企業ボランティアの受け入れも都市農村交流の一形態である<sup>11)</sup>。また、2003年から実施されている青空市は、毎年5月末から11月末までの日曜の午前中に開かれる直販所であるが、これも交流に一役買っている<sup>12)</sup>。

さらに棚田での交流は経済効果を生み出している点も見逃せない。交流会で知り合った都市住民と棚田米の直接売買が始まり、口コミでその販路は拡大している。棚田米の需要が伸びるにつれて農家の耕作意欲が向上し、自給飯米生産のみの家も休耕田を借りて販売米を増産してみようという農家も出始めている<sup>13)</sup>。

このように井仁地区ではさまざまな都市農村交流が行われており、主に広島市内から幅広い層の多くの来訪者がある。特定の団体に偏らず、多方面との交流が可能であることが、井仁の都市農村交流における大きな特徴である。地区住民は都市からの多くの来訪者との交流により、自分たちの

住む地区や棚田の価値について気づき、耕作の励みとなり、地区全体で棚田の保全に取り組むようになったのである。

#### IV オーナー制度導入の判断となる条件

三谷地区は、「百選棚田」などに比べると棚田としての世間的認知度は高くなかったが、行政がその価値を認め、地区にオーナー制度導入を働きかけた。三谷の棚田保全活動の大きな特徴は行政や公社などと地域リーダーからなる「棚田会」や他の地区組織などの複数の組織が連携していることである。保全活動は行政主導で始まり、オーナー制度の運営は、「棚田会」と行政や公社で協議されている。

さらに行政との連携だけでなく、地元の他の地域づくり組織とも連携している。このように行政や農業公社などの組織、また複数の地元組織が連携しあって棚田保全活動を担う仕組みをつくっている。その中で特に見逃せないのが、農業公社の実務支援である。助言・指導にも増して重要な実務的な事務手続きを農業公社が行っており、単なる経済的支援のみの場合と比べて、実際の運営においてその支援力は大きい。オーナー制度継続には、単に助成金を出すことよりも、実務的サポートが重要である。

三谷のオーナー制度による来訪者は、年間のべ人数で推計600名近くにもなる<sup>14)</sup>。しかし、これは30組のオーナーの家族や親戚・友人・同僚などを含めての複数回の来訪によるものである。一度に訪れる人の数は多いが、毎回同じ顔ぶれがほとんどである。高速道路のインターから近いことにより、下関市や宇部市などの遠隔地からのオーナーも多く、オーナー制度の集客にプラス要因になっている。ただ、広島市や北九州市などの百万都市中心部からは120km程度の距離があり所要時間も2時間以上かかることから、オーナーはほぼ全員が県内居住者である。

このように、行政の主導や公社の実務支援、他の地区組織との連携、地区リーダー複数の存在、地区住民の関心・協力が揃っている。三谷にはオーナーという限られた範囲ではあるが、1度に100人規模の都市住民との交流が年に何度も可能な条件が整っているといえる。

井仁地区は都市農村交流を開始した年に広島県で唯一の「日本棚田百選」に選ばれたのを契機に、マスコミに度々登場し、多くの人々の知るところとなった。特に広島市内在住者には市内中心部から最寄りインターまで40

km、1時間弱の距離であり、特別なイベントがなくとも都市住民が来訪する。訪問者があることで、地区や棚田に対する住民の意識も高まった。

井仁地区の棚田保全活動は行政主導で始まったが、都市農村交流を軸に保全活動を展開するに際しては、地区自治会が中心となっている。行政との連携もあるが、あくまで地区の内発的な取り組みを重視している。都市農村交流の場である「棚田体験会」は、実質的には地区自治会が実施主体であり、1地区1集落ということもあり、地区全体が一丸となって取り組んでいる。ほぼ全戸が「棚田体験会」に参加した経験を有し、集落としての高い一体性を保っている。元来、一体性の高い地区であるが、「棚田体験会」を地区自らが運営、実施することにより地区のまとまりを高めている。そのことは、各種事業の有効利用において中山間地等直接支払い制度の対象地となり、放棄地の整備や復田などに活用していることにも表れている。

また、井仁地区では自治会のリーダーがそのまま保全活動のリーダーとなっており、農家・非農家を問わず、60歳代前半の複数のリーダーの活発な取り組みが保全活動を支えている。

井仁地区の都市農村交流には、大都市である広島市に近接し、高速道路のインターチェンジから近く、広い範囲からの参加者がみられる。「棚田体験会」は、毎回顔ぶれが違いう団体が広範囲から参加している。もちろん、これらの参加者のなかには、以来度々訪れる人も少なからずいるであろう。さらに「棚田体験会」以外に個人的に棚田見学に訪れる来訪者も多い。また、高齢者の励みになっている青空市にも毎週、固定客をはじめ多くの来訪者が訪れている。そして広島市に多くの地区の子弟が居住しており、1時間程度の距離であるということが、週末農民やUターン、Iターン定住者の存在につながっている。

オーナー制度導入については、作業時ごとのインストラクターの人員確保などの困難が予想される。20組、30組のオーナーを年に何回も受け入れ、指導・管理することは高齢化の進んだ30戸程の集落には負担が大きい。また、行政の強力かつ継続的な後押しも必要である。オーナー制度を無理に導入しなくとも、体験交流会を通じて都市住民との交流は存続している。年2回の「棚田体験会」中心の交流では都市住民の労働支援の効果は乏しいが、耕作意欲の支えという精神的支援効果もたらされている。その結果、棚田米の個別販売などの多少の経済効果も発生し、地域に活気が生じ

てきている。したがって、あえてオーナー制度を導入するまでもなく、従来からの都市農村交流を維持していけばよいのではないか。そして、広い範囲の交流を通じて、定年後の就農意欲のある人のなかから、Iターン定住営農希望者か、棚田を借りて広島市内からでも通って耕作したいと思うような人などと少数でも結びつく方法を考える方が適当であろう。

両地域の比較のまとめ（第9表）から以下のことが見えてきた。三谷のような大都市圏の近郊ではなく、広く知られた棚田ではない地区において、行政の実務的支援が得られる、核になるリーダーが複数存在する、交通の便も極端に悪くない、という条件が揃っている場合には棚田オーナー制度は有効である。近在に他に棚田オーナー制度が実施されていなければ、なお有効である。オーナー制度の立ち上げは、地域の知名度を高めることにも貢献できる。不特定多数のなかからではなく、まず、ある程度まとまった数の定期的訪問者を確保すべきである。

一方、井仁のような大都市圏の近郊に存在し、棚田の知名度の高い地域は、無理にオーナー制度を採る必要はない。大都市中心部から1～2時間の範囲内であれば他出家族の帰省農業も期待できるし、週末には都市部からの見学者も多く、年2回程度の交流イベントに各方面からの参加があるだろう。そのなかから棚田を借りて耕作したいという通勤就農者が現れて、地域に結びつく方向を目指せばいいのではないか。そうするなかでIターン定住者が現れる可能性もあるし、さらにUターン定住にも結びつくことが期待できる。

第9表 三谷地区と井仁地区の比較

比較項目	三谷地区	井仁地区
実施主体	棚田会（会員は地権者6名）	自治会（29全戸会員）
行政などの支援	行政・農業公社の支援 農業公社の実務的支援	行政などからの支援はあるが、 地区の内発性を重視。
都市住民との交流範囲	棚田オーナー中心	棚田体験会ごとの参加者から普 段の来訪者までの広範囲
知名度	オーナー制度開始により高ま ったが、井仁と比較すると低い。	県内唯一の百選棚田であり、マス コミに度々登場し、知名度は高い。
リーダーの存在	棚田会の地権者複数	自治会リーダーが保全活動のリ ーダーであり、60歳代前半の定 年退職者複数が存在する。
各種事業	中山間地等直接支払い制度を 受けていない。	中山間地等直接支払い制度を受 けている。

資料：聞き取りにより作成

## V おわりに

棚田オーナー制度はどのような地域なら適し、どのような地域なら必要ないのか。本稿では、都市農村交流を中心とする棚田保全活動において、オーナー制度導入の条件について考察を試みた。その対象事例として、オーナー制度導入地区として山口市徳地三谷地区を、非導入地区として、広島県安芸太田町井仁地区を取り上げた。その結果、以下の知見が得られた。

オーナー制度による棚田の保全は、都市住民の労働力投入という面での効果は薄く、農家の手間は変わらないことが判った。実際の効果としては、農産物販売による多少の経済効果と、むしろ都市住民との交流が刺激となつての棚田維持意欲の向上という精神的支援への効果が確認できた。とすれば、非導入地区で毎年2回程度都市農村交流会を行い、都市からの来訪者を刺激として棚田維持意欲を向上させている場合と期待される効果は変わらないのではないかと。両者の差は、来訪する都市住民のリピート率と年間の参加回数の差である。つまり、狭い範囲の特定少数のオーナーを年間複数回かつ複数年にわたって集めるか、広い範囲から不特定多数の大勢の人を一度に毎年集めるかの差である。そうすると両者の選択に関してポイントとなるのは集客期待に関わる立地条件の違いである。

その最大のものとしては大都市との近接性がまず挙げられよう。もちろん、ただ大都市との近接性だけが決定要因ではなく、オーナー制度実施の際は、オーナーの管理やさまざまなサービスなどの面で煩雑な事務作業が必須となり、高齢化した地権者組織や保存会だけで運営するのは厳しく、行政や公社などの継続的な実務支援体制の有無も鍵を握っている。それらと連携して動ける複数のリーダーや地元組織の存在があることや、今回の事例で対照的であった、集落協定を結成して中山間地域等直接支払い制度を受けるか否かという営農に関しての地区の一体性も重要である。

オーナー制度導入の選択に際しては、集客期待に関わる立地条件、すなわち大都市との近接性が鍵となる。行政などの支援は期待できるが、大都市との近接性や知名度などの条件に恵まれていない地域において、棚田の存在を広くアピールし、外からの来訪者を増やし、地区全体の関心・協力を高めることに、オーナー制度を導入することは有効と考えられる。棚田保全において、大都市域からの距離、知名度、リーダーの存在、そして、

行政などからの実務的支援が見込めるかどうか、これら条件がオーナー制度導入の判断になるであろう。

保全の継続性に関しては、過疎高齢化という中山間地域共通の構造的な問題であり、地区内での取り組みだけでは限界がある。言い換えれば、オーナー制度でも他の都市農村交流会中心でもこの点で大差はないといえる。

## 付記

現地調査の際に山口市役所徳地支所、安芸太田町役場、山口市徳地農業公社、三谷いしがき棚田会、井仁自治会など各関係者の方々に多大なるご協力を頂きました。また、本研究は浅野敏久先生にご指導を頂きました。厚く御礼申し上げます。なお、本研究の一部は、2007年度地理科学学会春季学術大会（於：広島大学）で発表しました。

## 注

- 1) 中島(1999)は、棚田の基盤整備の有無や保全活動における都市住民との交流などの特徴から保全方法を、①現状維持・観光開発型、②現状維持・交流共生型、③基盤整備・営農対策型に分類し、それぞれの特徴を示した。①では棚田を観光資源と捉え、自治体や観光協会・商工会・JA・企業などによる保存基金への資金提供により棚田景観の維持が行われる。②では棚田の景観を軸に都市農村交流活動を行い、都市住民による耕作支援が図られる棚田オーナー制度がその代表的な活動事例である。③は経営面積が大きい地域において、最小限の基盤整備を行い、「棚田米」などの生産により付加価値を高め、営農意欲の向上により自主的に棚田保全が行われる。
- 2) 棚田オーナー制度とは、一定区画の棚田を借りて農作業体験すること。オーナーといっても水田の所有者になるわけではなく、地元地権者などの指導により農作業体験を行い、お米をもらえるシステム。普段の田の管理は地権者が行う。年2回～6回程度の作業体験がある。オーナー料は広さにもよるが、年3万～4万円程度が多い。作業体験時以外にかかし祭りやソバ打ちなどのイベントもあり、都市農村交流の一形態となっている。2010年6月現在、全国で実施されている棚田オーナー制度は、金銭的な支援のみを行なうものを除くと71ヶ所である（全国土地改良事業団連合会運営「全国水土里ネット」ウェブサイト、2011年12月25日検索 <http://www.inakajin.or.jp/kikin/tanada/tanada-list.html>）。
- 3) 三谷地区の棚田オーナー制度実施の中心集落である奥谷集落の1戸当たりの平均経営水田面積は31.1a（田所有農家8戸、水田面積249a）であり、井仁地区の1戸当たりの平均経営水田面積も31.1a（田所有農家15戸、水田面積467a）である（2000年農業集落カードより）。
- 4) 三谷棚田オーナー制度は、市民農園整備促進法に基づく市民農園の「農地を所有す

る個人などが開設するもの」に該当し、「農園利用方式」によるものとして実施されている（山口市徳地農業公社資料より）。

- 5) 中島（2002）は、全国の棚田オーナー制度を来訪の回数に重きをおいて、口数・面積・会費・保証の内容などとの組合せから、①農業体験・交流型、②農業体験・飯米確保型、③作業参加・交流型、④就農・交流型、⑤保全支援型の5つのタイプに類型化している。これにもとづき、中島（2003）は全国の棚田オーナー制度を分類し、その中で三谷のオーナー制度を③の作業参加・交流型に位置づけている。全国的にみると参加作業をやや重視したものといえる。
- 6) オーナー制度の運営資金は、オーナーが支払うオーナー料からが主である。オーナー1組につき面積に関係なく1万円が棚田会の収入に当てられ、オーナーへの通信費、オーナーへの特産品代、作業後の昼食会や体験イベントの開催費、休憩所の借り上げ料などに支出される。オーナー料金のうち棚田会分の1万円を引いた金額が受け持ち組数に応じて各地権者に支払われ、地権者は苗代や肥料・農薬などの資材費に充て、オーナー田の管理を行い、オーナーに米を提供する。
- 7) 「三谷地域づくり協議会」は、三谷交流センターが建設されるに伴い指定管理組織として、2004年に行政からの要請で設立された。目的は交流センターの管理、棚田や景観の保全、自然・歴史・文化の継承、都市住民との交流、集落間の交流促進などである。「三谷をよくする会」は、10数年前から存在していた組織であるが、現在の目的は「協議会」の事業の一部を運営・推進することを主としている。
- 8) 2001年に広島県と中国山地の自治体20市町村が出資して設立された自然・文化体験講座である「やまなみ大学」の安芸太田キャンパスを安芸太田町が継承し、観光協会に運営委託している体験交流施設。
- 9) 一例として、一般個人参加者の居住地内訳を以下にあげてみる。2004年春～2006年春の計5回の「棚田体験会」の案内状を送付した一般参加者居住地内訳は、延べ組数42組で、内訳は、広島市28組、呉市4組、安芸太田町2組、東広島市、竹原市、廿日市市、安芸郡海田町、府中町、山口県岩国市・島根県浜田市・さいたま市が各々1組である（安芸太田町資料より）。問い合わせや、前回参加者に対して案内状を送付し、且つ実際に来訪した参加者の数字ではあるが、これをみると、個人参加者も大部分が広島市内からである。
- 10) JR可部線の可部～三段峡間の存続を願って企画された村役場主催の日帰りツアーで、広島市内方面から多くの人が可部線に乗って井仁の棚田に来訪した。しかし、JR可部線可部～三段峡間は2003年に廃止された。
- 11) 井仁地区は2006年からCSR（Corporate Social Responsibility＝企業の社会貢献）活動を受け入れている。井仁へのCSRは、大阪に本社のあるA社が「全国各地の高齢化する農村」を支援するために各支社が全国数か所で同日一斉に行う全社あげての行事のひとつである。主催はA社と社会福祉法人「東京ボランティア・市民活動センター」であり、NPO法人「棚田ネットワーク」の協力・紹介により、全国の対象地を選んで



いる。毎年1回秋実施され、A社社員と地区住民が協力して用水路清掃や石垣の草取りなどを行なっている。

- 12) 青空市は井仁地区の60歳以上の農家女性7名からなる「たなちゃん会」が実施し、自分たちが栽培・採集した野菜や花卉・山菜などを販売している。広島市内からの固定客もあり、青空市は参加高齢者の耕作へのやりがいとなっている。
- 13) 聞き取りによる。2008年現在、個人販売をしていると答えた農家は3戸である。個人販売での販売額は、玄米12,000円/30kg、白米15,000円/30kgである。
- 14) 三谷地区にオーナー制度により1年間に来訪する人数を考えてみる。農業公社が毎回参加記録をとっているが、組数で数えたり、実際的人数で数えたりとまちまちなので正確な人数はないが、その数字と筆者が参与観察して得た推計では、4回の必須作業とほたる祭りなどのイベント数回での年間オーナー関係来訪者数は、のべ約500～600名になると思われる（2006年度農業公社資料より筆者推計）。

## 文献

- 石田 章・井本浩樹・吉田謙太郎（2005）：棚田オーナー制度の持続性に関する考察 ― 島根県柿木村の事例 ―、農業経済論集、55-2、1-11.
- 神田竜也（2003）：岡山県における棚田保全の取組みについて、日本の原風景・棚田、4、82-90.
- 神田竜也（2007）：棚田保全活動の展開とその役割 ― 岡山県中北部の2集落を事例として一、人文地理、59-4、40-55.
- 柴田智子・増田美砂（2001）：棚田オーナー制度の持続可能性 ― 長野県更埴市姨捨棚田を事例として一、筑波大学農林技術センター研究報告、14、19-28.
- 千賀裕太郎（1997）：棚田の多面的機能とその保全、地理502、50-55.
- 高尾堅司・前田真子・野波 寛（2003）：棚田オーナー制度の導入手続きの公正評価と棚田オーナー制度に対する評価 ― 奈良県明日香村の棚田保全活動に対する地元住民の評価、農村計画学会誌、22、26-36.
- 高尾堅司・前田真子（2007）：棚田オーナー制度への継続的な関与を促す条件、日本の原風景・棚田、4、57-61.
- 寺内光宏（1999）：棚田におけるオーナー制度導入による国土・景観保全の維持 ― 長野県更埴市姨捨地区を事例として一、農村研究、88、65-79.
- 中島峰広（1999）：『日本の棚田 ― 保全への取り組み ―』古今書院.
- 中島峰広（2000）：オーナー制による棚田の保全 ― 福岡県浮羽町・兵庫県加美町・大阪府能勢町一、早稲田大学教育学部紀要学術研究、49、19-40.
- 中島峰広（2002）：棚田保全とオーナー制度、早稲田大学大学院教育学研究科紀要、12、17-38.
- 中島峰広（2003）：山村におけるオーナー制度による棚田の保全、地理科学、58、179-187.

- 前田真子・西村一朗（2001）：都市住民・地域住民の都市・農村交流活動への意識 — 奈良県明日香村「棚田オーナー制度」を事例として — 農村計画学会誌20-3、119-116.
- 前田真子・西村一朗（2002a）：棚田管理事業における参加者の実態と都市住民・地域住民の生活環境に対する意識の変化 — 都市・農村交流における都市住民・地域住民の生活環境への効果と課題に関する研究その1 —、日本建築学会計画系論文集、552-、185-190.
- 前田真子・西村一朗（2002b）：棚田オーナー制度参加者の事業に対する意識と今後の課題 — 都市・農村交流における都市住民・地域住民の生活環境への効果と課題に関する研究その2 —、日本建築学会計画系論文集、556-、213-218.
- 山本若菜・山路永治・牧山正男（2001）：オーナー応募者の行動からみた棚田オーナー制度の継続性 — 鴨川市大山千枚田を事例に一、農村計画論文集、3、199-204.
- 山本若菜・山路永治・牧山正男（2002）：棚田オーナー制度に対する地元住民の意識 — 鴨川大山千枚田オーナー制度を事例として一、農村計画学会誌、21、115-120.
- 山本若菜・山路永治・牧山正男（2003）：棚田オーナー制度における地元農家の作業支援の継続性 — 鴨川市大山を事例に一、農村計画学会誌、22、112-121.